

**LINE ヤフー株式会社における社内識別子である GUID の漏えいのおそれ事案  
に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について  
【詳細資料】**

**第 1 事案の概要等**

- 1 LINE ヤフー株式会社（以下「LY 社」という。）が運営するインターネットオークションサービス「ヤフオク！」（以下「ヤフオク」という。）の特定の商品ページ等において、令和 3 年 5 月 24 日から令和 5 年 8 月 5 日までの間、当該商品ページの HTML ソースコード内に当該商品の出品者の GUID（LY 社の社内識別子。詳細については後述する。）が表示される仕様となっていたことにより、第三者から閲覧できる状態にあり、個人情報の漏えいが発生したおそれのある事態が発覚した。HTML ソースコード内に GUID が表示されていた出品者の数は 2,521,909 人で、そのうち、当該商品ページへの第三者のアクセスが 1 件以上確認できた出品者の数は 2,389,401 人であった。実際に HTML ソースコードが閲覧されたかについて確認ができないため、漏えいが発生したか否かは特定できない。
- 2 上記 1 の発覚を受け、LY 社で自主点検を実施した結果、以下の事象が発覚している。
  - (1) ヤフオクにて LY 社が定める参加基準を満たした出品者は、自らが管理するページ上に出品した商品の画像を掲載することが可能であるところ、令和 2 年 3 月 29 日から令和 5 年 9 月 27 日までの間、当該画像の URL に、当該出品者の GUID が表示される仕様となっていた。対象の出品者数は 4,402 人。
  - (2) 令和元年 9 月 26 日から令和 5 年 9 月 7 日までの間、出品者の出品している商品を落札するための画面において、商品のクーポンが表示される場合に、ブラウザ付随の開発者用検証ツールを実行すると、表示される検証用文字列中に、当該出品者の GUID が表示される仕様となっていた。対象の出品者数は 9,747 人。
- 3 LY 社においては、Yahoo!JAPAN のサービスを利用するために Yahoo!JAPAN のアカウントを取得し利用している者の属性情報（携帯電話番号、氏名、生年月日、メールアドレス、パスワード、お気に入り情報等）やサービス利用履歴情報（各サービスのアプリケーションログ等）を GUID に紐付けて管理しており、GUID は個人データに該当する。

## **第2 個人情報保護法上の問題点**

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第23条は、個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないと規定し、個人情報に関する法律についてのガイドライン（通則編）（以下「ガイドライン」という。）10-6(1)において、個人情報取扱事業者は、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行わなければならないとされている。

しかし、LY社においては、GUIDがHTMLソースコード、画像表示ページのURL及び開発者用検証ツールにおいて公開される状態となっており、適切なアクセス制御が行われていなかった。したがって、個人データの取扱いに係る技術的安全管理措置（アクセス制御）に不備が認められる。

## **第3 LY社が実施済み又は実施予定の再発防止策**

LY社は、上記の問題点を踏まえて、以下の再発防止策を策定し、又は実施している。

- ・ウェブページ上でGUIDを表示しないよう仕様変更を実施した。
- ・コンプライアンス違反をしないために遵守すべき主な事項を記載するデータ取扱ガイドライン等（特に、ユーザー識別子の取扱いに係る社内ガイドライン）について、担当部署内で周知徹底を行うとともに、令和5年9月に説明会を実施した。
- ・長期的に講じる措置として、ヤフオクにおいて、ユーザーに表示される画面上に情報を掲出するためのサーバー上でGUIDを取り扱わないシステム改修を令和7年11月頃までに完了させる予定である。

## **第4 個人情報保護法第147条の規定による指導の内容**

- 1 個人情報保護法第23条及びガイドラインに基づき、必要かつ適切な措置を講ずること。
- 2 既に策定した再発防止策を確実に実施するとともに、爾後、適切に運用し、継続的にその取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずること。

以上